

平成27年8月28日開催

## 新庄市農業委員会第15回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成27年8月）議事録

1. 開催日時                   平成27年8月28日（金）午前10時00分
2. 開催場所                   新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（19名）

1番 星川 豊	2番 高橋 眞
3番 高橋 和彦	4番 樋口 彦弥
5番 高橋 敏行	6番 海藤 芳正
7番 伊藤 忠男	8番 今田 則雄
9番 畠腹 銀蔵	10番 清水 清秋
11番 小嶋 忠昭	12番 柏倉 嘉門
13番 佐藤 喜代志	14番 浅沼 玲子
15番 井上 茂雄	16番 吉野 昭男
19番 笹 行也	20番 三原 常男
21番 齋藤 謙二	

#### 4. 欠席した委員（2名）

17番 星川 勇吉 18番 清水 哲夫

#### 5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第61号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第 5 議案第62号 農用地利用集積計画について  
日程第 6 議案第63号 農業振興地域整備計画の変更について  
日程第 7 報告第32号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

#### 6. 出席した事務局職員

局 長	眞見 治之	主 査	鏡 彰広
主 事	鈴木 啓太	農地相談員	山田 博

#### 7. 総会議長

星川 豊

#### 8. 会議の概要

##### ○議長

ただいまより、平成27年度新庄市農業委員会第15回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

##### ○事務局長

現在の出席委員は19名でございます。選挙による委員の出席は15名、欠席通告者は、萩野地区の星川勇吉委員、八向地区の清水哲夫委員の2名でございます。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第15回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

##### ○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に7番の伊藤忠男委員と14番の浅沼玲子委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第59号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第59号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区1件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

議案59号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区1番。8月19日に調査確認しました。△△さんは自宅隣の畑に整体院を建てるために転用するものでありまして、また、隣接する土地の所有者につきましても了解を得ていますので、何も問題ありませんので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第59号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第59号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第60号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第60号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、6件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○3番

議案第60号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄1番について。8月18日現地を調査し、双方に電話確認した結果、適正であると認め、許可相当と判断いたしましたので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○5番

8月19日に電話による調査確認をしました。宅地のわきを駐車場として利用するための申請です。△△さんと△△さんは親戚関係でありまして、問題ありませんのでよろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○16番

8月20日調査した結果、この地域は緑農住区地域の住区地域になっておりまして、住宅が建ち並んでおりますので問題ありませんので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の2番について調査報告をお願いします。

○6番

稲舟地区2番につきまして、8月18日に現地の確認と双方の確認を行いました。許可を受けようとする土地は住宅地にありまして、周りに影響を受ける農地はありません。また、双方親戚関係でありますので、問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の3番について調査報告をお願いします。

○2番

稲舟地区3番について、18日に調査した結果、△△さんと△△さんは元々隣同士で、△△さんの住宅の隣にある農地なんですけど、雪捨場、家庭菜園として利用したいということでしたので、何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区1番につきまして、8月19日に調査確認したところ、なんら問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第60号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第60号農地法第5条の規定による許可申

請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第61号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第61号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1件でございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番について18日に電話による調査をいたしました。事由は詳細のとおりで、経営移譲年金受給のための合意解約でありますので、問題ありませんので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第61号農地法第18条第6項の規定による通知について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第61号農地法第18条第6項の規定による通知については原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第62号農用地利用集積計画についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第62号農用地利用集積計画について、新庄地区1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった農用地利用集積計画の賃借権設定1件について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第62号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第62号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第6、議案第63号農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第63号農業振興地域整備計画の変更について、新庄地区1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案63号農業振興地域整備計画の変更について新庄1番について、18日に調査いたしました。現地に出向き、現場を確認したところ、県道沿いであり、なんら問題はござい

ませんでしたので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第63号農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第63号農業振興地域整備計画の変更については原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第7、報告第32号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第32号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から萩野地区1番までの2件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、2件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦勞様でした。ただいまの報告第32号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第32号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。



以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。  
これをもちまして、新庄市農業委員会第15回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その  
次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成27年8月28日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 伊藤 忠 男

議事録署名委員 浅 沼 玲 子